

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市議会基本条例の一部を改正する条例（案）		
意見募集期間	自：令和元年 5月15日 至：令和元年 6月 4日	担当課局	議会事務局
案件の概要	<p>本条例は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めた活動規範であり、議会の最高規範となるものである。平成23年9月28日公布以降、平成25年2月27日の一部改正を経て現在に至っているものであるが、先の議員定数と同様に、議会改革調査研究特別委員会でこの議会基本条例を検討してきたものです。</p> <p>このたび、同条例第22条議員の政治倫理について、議会改革調査研究特別委員会での検討結果をもとに、所要の改正を行おうとするものであるが、このことへの考えについて、市民のみなさまからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら条例の制定を進めてまいります。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>村上市議会基本条例第22条では、議員の政治倫理について、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならないと定めている。議会改革調査研究特別委員会の検討では、倫理条例の制定について倫理条例案を作成し検討も行ったが、結論としてこの第22条に2項として、議員は、市からの活動や運営の全てに対して補助金および助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとするを追加することとした。</p> <p>この第2項は、具体的に、議員は、活動経費の全部を市からの補助金等で運営している団体の役員には就任しないことを定めている。</p> <p>なお、「補助金等」とは、補助金、助成金及び交付金をさし、また、「役員」とは、役員の名称にかかわらず、団体の代表者及び役員会の構成員となっている役員をさすものである。</p> <p>この第2項の追加により、議員のより高い倫理観と姿勢を示すものである。</p>		
今後の予定	次回定例会での同条例の一部を改正する条例の提案を行う見込み。		
備考			